

浄化槽法定検査の一部が 変わりました。

平成26年2月1日から、徳島県では、浄化槽法定検査の一部を民間業者に委託する「新検査方式」が導入され、検査機関が指定した指定事業所の「特別認定管理士」が法定検査の一部を代行することができるようになりました。

新しい検査方式とは・・・

新検査の対象は？

一括契約している浄化槽のうち、単独浄化槽(トイレだけを接続している浄化槽)の10人槽以下が対象です。

単独浄化槽の10人槽以下だよ！

検査方法

特別認定管理士が検査の一部(一次検査)を代行します。水質悪化等、浄化槽に問題がある場合には検査機関が訪問し再度検査を実施します。

10人槽以下の単独浄化槽は管理士、それ以外は検査機関(検査員)が実施します。

合併浄化槽及び11人槽以上の単独浄化槽の検査は、従来通り指定検査機関の検査員が行います。

検査申込

この検査方式は、保守点検・清掃・法定検査をまとめて契約する一括契約が必要となりますので、保守点検業者にご依頼・ご相談下さい。



指定事業所とは・・・

制度審査委員会(第三者機関)が、民間検査指定事業所としての基準を満たしていると認め、検査機関が検査の一部を委託する知事登録の保守点検業者のことです。

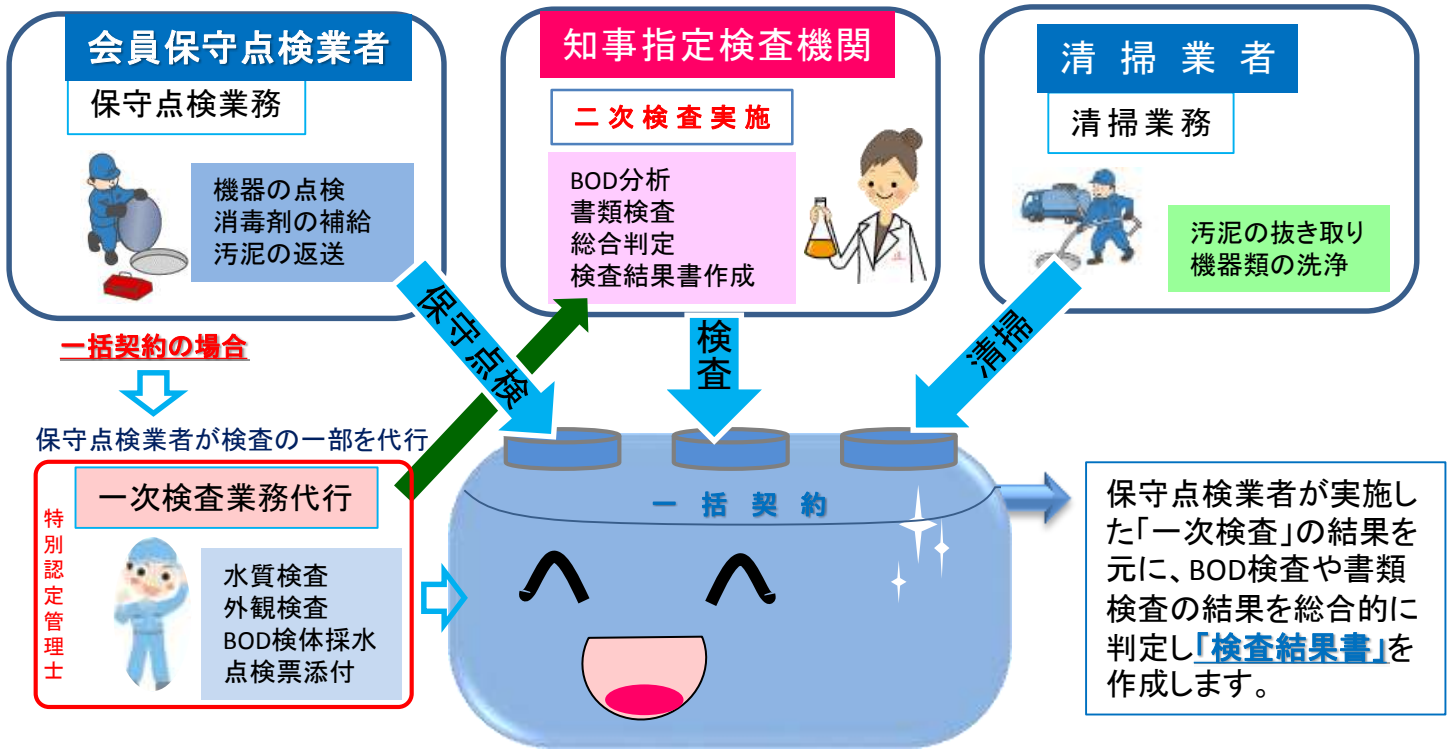
特別認定管理士とは・・・

県知事登録の保守点検業者に所属する管理士のうち、知識・技能が特に優秀であり、一次検査の代行者として検査機関が特別に認定した「浄化槽管理士」のことです。

新しい検査方法ってどんな検査？

検査機関が指定した**保守点検業者が検査の一部を代行する**制度です。
車で例えると陸運事務所が指定する民間車検場のようなものです。

「保守点検・清掃・法定検査」を一括で契約した場合は、**保守点検業者が法定検査の一部を代行**できます。



<よくあるご質問>

保守点検している人と検査を行う人が同じ人で大丈夫なんですか？
これまでは、第三者の立場の検査員が、公平・公正に検査を実施すると聞いていたんですが。

<お答え>

検査の基本的な考え方は、変わっていません。ですから、管理士という資格者であっても、全ての管理士がこの検査を代行する訳ではありません。**検査員と同等の能力、倫理観を持った資格者を特別に認定して、この検査を委託します**ので、検査の精度が落ちることはありません。

但し、万一不適切な業務が行われた場合には、審査委員会により、資格が取り消されることになります。なお、BOD検査は従来通り検査機関により実施します。

検査の精度や不正のチェックは、クロスチェック検査やスクリーニング試験で確認します。

制度審査委員

行政・学識経験者で構成

委託検査において不正等が認められた場合など、この制度において重要な事項は、学識経験者や行政などをメンバーとする第三者機関「制度審査委員会」で審査決定します。

- ①認定管理士(浄化槽管理士)の認定・取り消し
- ②指定事業所(保守点検業者)の指定・取り消し
- ③スクリーニング試験及びクロスチェック検査結果の審査

公平性・信頼性の確保

【検査に関するお問合せは下記まで・・・】

公益社団法人徳島県環境技術センター

〒770-8001 徳島市津田海岸町2-33

TEL088-636-1234 FAX088-636-1122